

浦安川柳連盟規約

(名称及び事務所)

第1条 本連盟は「浦安川柳連盟」と称する。
本連盟の事務所は会長宅内に置く。

(目的)

第2条 本連盟は川柳を通じて会員相互の親睦を図り、川柳の創作力・鑑賞力などの向上を目指すと共に、地域における生涯学習の振興・発展に貢献することを目的とする。

(組織)

第3条 本連盟は、浦安市内に事務所を置く川柳団体で、本連盟の目的に賛同する団体（以下「加盟団体」という）によって構成する。

(事業)

第4条 本連盟は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1) 浦安川柳大会
(2) 新春浦安川柳大会
(3) その他本連盟の目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本連盟に次の役員を置く。
会長 1名
事務長 1名
会計 1名
監事 1名
理事

(役員を選出)

第6条 役員は、理事会において選出する。
(1) 会長、事務長、会計、監事は、理事の中から選出する。
(2) 理事は、加盟団体より2～3名選出する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次の各号のとおりとする。
(1) 会長は、連盟を代表し、会務を統括する。
(2) 事務長は、連盟の事務全般を統括すると共に、会長の仕事を補佐し、会長に欠員が生じたときはその職務を代行する。
(3) 会計は、連盟の会計業務を行う。
(4) 監事は、連盟の会計業務を監督する。
(5) 理事は、理事会を構成し、連盟の業務を議決し、執行する。

、(相談役)

第8条 (1) 本連盟に連盟のアドバイザーとして相談役を置くことができる。
(2) 相談役は、会長が理事会の議を経て委嘱する。
(3) 相談役は、議決権を持たない。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(理事会)

第10条 (1) 理事会は、毎年1回定期的に、会長が招集し開催する。

(2) 会長が必要と認めた場合、及び2分の1以上の理事から請求があったときは、会長は臨時理事会を招集する。

(3) 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第11条 理事会は、理事の過半数以上の出席をもって成立するものとし、議事は出席者の過半数以上の同意を得て議決する。

第12条 理事会は、次の事項を審議し、議決する。

(1) 連盟の予算・事業計画及び決算報告に関する事項

(2) 役員・相談役の選出に関する事項

(3) 加盟団体の入会、退会に関する事項

(4) 規約の制定、改正、廃止に関する事項

(5) その他会長が必要と認める事項。

(経費)

第13条 本連盟の経費は、連盟会費、寄付金、その他の収入によってこれに充てる。

(連盟会費)

第14条 連盟会費は、次のとおりとする。

(1) 連盟会費は、会員1人当たり月額100円とする。連盟会費は、6か月分を前納する。ただし、期間途中の退会者には返納しないものとする。

(2) 加盟団体は、団体の名簿により、「所属会員数×100円×6か月」を計算し、4月と10月に、それぞれ連盟に納入する。

(会計年度)

第15条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

付則 1 この規約は、2018年7月1日より実施する。